

令和5年12月12日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

共生社会推進特別委員会資料

I	当事者目線の障がい福祉について	1
II	生涯スポーツ・パラスポーツの推進について.....	18
III	部活動の地域移行について	21
IV	多文化共生に向けた取組について	23
V	困難な問題を抱える女性への支援について.....	32

I 当事者目線の障がい福祉について

1 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画素案について

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)に基づく基本計画について、前回報告した素案を一部見直したので報告する。

(1) 策定の概要

ア 策定の趣旨・計画の位置づけ

当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第8条に基づく基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

イ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

なお、基本計画の中の「神奈川県障がい福祉計画」に該当する箇所については、現行の計画期間が3年であることから、令和8年度に中間見直しを行う。

ウ 対象地域

県内全市町村とする。

(2) 策定のポイント

ア いのち輝く地域共生社会の実現

誰もがその人らしく暮らすことができる、いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す計画とする。

イ 条例の理念の具現化

条例第3条に規定する条例の基本理念を具現化する計画とする。

ウ 当事者目線の徹底

- ・ あらゆる分野において、当事者の目線に立って、計画に盛り込む施策を検討する。
- ・ 基本計画策定に向け、当事者団体等へヒアリングを行うほか、神奈川県障害者施策審議会に新たに当事者部会を設置し意見を伺う。

エ すべての障害とライフステージを意識

すべての障害を対象とし、切れ目のない支援など障害者のライフステージを意識した計画とする。

オ 一人ひとりの幸福を追求する観点の充実

一人ひとりの人生を大切に、その人らしく暮らせる社会をつくることを目標に、一人ひとりの幸福を追求する観点を充実させた計画とする。

カ 障害者の社会参加の推進

障害者が、主体的に活動を考え、推進できる仕組みを盛り込んだ計画とする。

キ 多様な主体と行政の連携

民間事業者や障害当事者とその家族、地域住民などと行政が連携し、行政は支援機関としての役割に加え、地域づくりのプラットフォームとしての役割を担う計画とする。

ク 当事者目線の障害福祉の具体的な実践イメージ

中井やまゆり園における改革など、当事者目線の障害福祉の具体的な実践イメージを盛り込んだ計画とする。

(3) 前回素案からの主な変更点

ア 総論

- ・ 「3. 当事者目線の障害福祉とは」を一部見直し、支援者目線と当事者目線の違いのイメージ図を盛り込むとともに、「当事者目線の障害福祉の実践～県立施設における支援～」及び「当事者目線の障害福祉に基づく地域づくりの推進」のページを追加。
- ・ 「7. 神奈川県障害福祉を取り巻く状況」に「(4) 指定障害者支援施設等における入所定員の状況」を追加。

イ 各論

- ・ 各小柱に「目標（スローガン）」、「計画策定にあたって寄せられた意見の一部」及び1～2つの「コラム」をそれぞれ追加。

(4) 今後のスケジュール

令和5年10月から11月にかけて実施したパブリック・コメントのほか、現在実施中の当事者団体等へのヒアリングや市町村との調整、県議会での議論を踏まえ、計画案を作成する。

令和6年2月 神奈川県障害者施策審議会において計画案を審議
第1回県議会定例会厚生常任委員会に計画案を報告
3月 計画の策定

<別添参考資料>

参考資料1 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（仮称）素案②」

2 県立障害者支援施設の方向性について

県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、県議会、利用者やその家族、市町村等の意見も踏まえて、「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（案）」を作成したので、報告する。

(1) これまでの経過と主な意見

ア 県議会厚生常任委員会

- | | |
|--------|--|
| 令和4年7月 | 県立施設の方向性を検討することを報告 |
| 9月 | 県立施設の現状と課題等を報告 |
| 令和5年6月 | 県立施設の方向性の考え方等を報告 |
| 9月 | 「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（素案）」
（以下「素案」という。）を報告 |

<主な意見>

（今後の県立施設の役割に関すること）

- ・ 県立保健福祉大学と連携し、研究及び人材育成を進めるべき。
- ・ 海外の先進事例の調査や研修などにより、研究機能の充実を図っていくべき。

（民間移譲に関すること）

- ・ 利用者や家族の理解がなければ、簡単に行うべきでない。
- ・ 地域にも意見を聞いて、慎重に検討すべき。

（今後の県立施設の地方独立行政法人化に関すること）

- ・ 中井やまゆり園を立て直した上で、新たな体制にすべき。
- ・ 県立病院機構に関する課題を検証し、制度のデメリットに対する工夫を検討すべき。
- ・ 同じ現場に長くいる職員が疲弊しないように、人事ローテーションや休暇制度などが必要である。
- ・ 異動は人事ローテーションやノウハウ共有のために必要であり、中井やまゆり園だけを地方独立行政法人化することに懸念がある。
- ・ 県職員のノウハウを蓄積するため、現場となる施設を残すべき。

イ 利用者・家族

- | | |
|--------|------------------|
| 令和5年7月 | 県立施設の方向性の考え方等を報告 |
| 9月 | 素案を報告 |

（利用者 延べ21回538名、家族 延べ12回400名）

<主な意見>

(今後の県立施設の役割に関すること)

- ・ 研究の強化は歓迎である。
- ・ 人材育成は非常に重要である。

(施設の再整備に関すること)

- ・ 個室にしてほしい。
- ・ 小規模化により、他の施設へ移る必要があるか示してほしい。
- ・ 利用者や家族等の意見を聞いてもらいたい。

(民間移譲に関すること)

- ・ 賛成であり、民間の資源やノウハウを最大限に活用すべき。
- ・ 職員、食事や医療などのサービスの水準、利用料、移譲先等がどうなるのか不安である。
- ・ 移譲先は、運営、人材、財政やコミュニケーションに問題のない、信頼できる法人でなければならない。

(今後の県立施設の地方独立行政法人化に関すること)

- ・ 賛成だが、人材や資金などを具体的に見せてもらいたい。
- ・ 職員が代わることにより、利用者に混乱がないようにすべき。
- ・ 職員不足、人員削減や非正規雇用への切替等により、支援の質が低下し、不適切な支援や虐待につながることを危惧している。

ウ 市町村

令和5年3月	県立施設の現状等を報告
7月	県立施設の方向性の考え方等を報告
10月	素案を報告

<主な意見>

(民間移譲や県立施設の地方独立行政法人化に関すること)

- ・ 方向性は理解する。
- ・ 利用者や家族に丁寧に説明してもらいたい。
- ・ 民間移譲に当たっては、現在の地域における役割を継続できるように、財政支援等を行ってもらいたい。

(施設の小規模化に関すること)

- ・ 入所待機者がいる状況を踏まえながら、進めてもらいたい。

エ 施設関係団体

令和4年10月 県立施設の方向性を検討することを報告
令和5年7月 県立施設の方向性の考え方等を報告
9月 素案を報告

<主な意見>

(今後の県立施設の役割に関すること)

- ・ 県立施設と民間施設が協力して強度行動障がいのある人を受け入れていく必要がある。
- ・ 人材育成は必要であるが、まずは県立施設の職員を育成しなければ難しい。
- ・ 重度障がい者の地域生活移行には、グループホームなどの受け皿の整備や職員の確保が必要である。

(民間移譲に関すること)

- ・ 現在の県立施設の手厚い職員配置や医療体制は、民間施設では難しいという状況も踏まえて、引き続き意見交換してもらいたい。

オ 県障害者施策審議会

令和4年9月 県立施設の方向性を検討することを報告
令和5年9月 県立施設の方向性の考え方等を報告
11月 素案を報告

<主な意見>

(今後の県立施設の役割に関すること)

- ・ 支援の質の確保や地域生活のセーフティネットの構築など、今後の県の責務・役割の明確化が必要である。
- ・ 中井やまゆり園のアクションプランの実行過程で見出された地域資源と協働するための具体策を他の施設へも広げてもらいたい。
- ・ 障がい当事者の幸せを目的に考えてもらいたい。

(2) 「県立障害者支援施設の方向性ビジョン(案)」の内容

ア 県立施設の方向性に関する基本的な考え方

(7) 現状

- ・ 中井やまゆり園で当事者目線の支援を実践する中で、利用者が日中活動に参加して笑顔を見せるなど、良い変化が起きはじめているが、こうした変化がなぜ起きているのかを、学術的、体系的に説明できない。

- ・ また、全ての入所施設が当事者目線の支援を実践し、どんな障がいがあっても、その人が望む暮らしを実現できることを示す必要があるが、重度障がい者の地域生活移行は、県立・民間を問わず進んでいない。

(イ) 課題

- ・ 全ての入所施設が当事者目線の支援を実践し、条例の目指す当事者目線の障がい福祉を実現するためには、科学的根拠に基づく当事者目線の支援を確立する必要がある。
- ・ 確立した支援を全ての入所施設等に広めるとともに、こうした支援を実践できる人材を育成する必要がある。
- ・ しかし、福祉に関する科学的な研究や人材育成は、採算性が低いため、民間施設での実施は困難であり、現在は、現場での経験の積み上げによる支援が中心となっている。

(ウ) 今後の県立施設の役割、基本的な方向性

- ・ 今後の県立施設は、当事者目線の支援を確立し、広めるための「福祉科学研究」と「人材育成」へと役割を転換する。
- ・ 施設をフィールドとして、当事者目線の先駆的な支援と重度障がい者の地域生活移行というテーマで研究を進め、科学的根拠に基づく支援を確立し、それを実践できる専門人材を育成する拠点となることで、当事者目線の支援のモデルを示す。
- ・ これまでの取組や実績、地域資源が豊富な立地といった特長を生かすことができる施設を県立施設として継続し、それ以外の施設はこれまでの取組を継続しながら、柔軟な運営ができる民間法人へ移譲する。
- ・ 本人の望む暮らしを支援するため、一人ひとりに目が行き届くよう、現利用者の居場所を確保した上で、施設の小規模化を図る。

イ 今後の県立施設の役割を果たす施設の組織執行体制

今後の県立施設の役割を果たすためには、県直営や指定管理者制度による運営も可能であるが、柔軟な予算執行や人材確保により、研究などの役割を効果的に果たすことが期待できる地方独立行政法人による運営とする。

ウ 各県立施設の方向性

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園
民間法人へ移譲 〔 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。 〕	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 (指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。)	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

エ 地方独立行政法人による運営への移行時期

中井やまゆり園の改革を成し遂げ、令和8年4月に新たな地方独立行政法人を設立し、運営を移行することを目指して調整していく。

(3) 素案からの変更内容

県議会、利用者やその家族、市町村等からの意見を踏まえて素案から変更した内容は、次のとおり（具体的な変更箇所は別紙参照）。

ア 今後の県立施設の役割

（福祉科学研究・人材育成における具体的な取組）

県立保健福祉大学等と連携し、海外を含めた先進施設の調査研究や職員の派遣による人材育成等に取り組むことにより、福祉科学研究及び人材育成という役割を果たしていく。

イ 今後の県立施設の地方独立行政法人化

（運営の透明性の確保）

- ・ 運営の透明性の確保という課題については、県と法人の間における情報共有や公表等の仕組みの構築などで対応できると考えられる。
- ・ 法人の設立に向けては、県立病院機構による運営体制の見直しに関する検討の推移を確認しながら、報告・公表基準の明確化、県の関与、県議会への報告及び第三者のチェックの実効性を担保するため、地方独立行政法人の認可権者である総務省とも相談・調整しながら検討していく。

（職員の確保・育成における工夫）

- ・ 民間施設やグループホーム等との人材交流を行い、多様な現場で

の支援経験やノウハウの共有を図る。

- ・ 法人設立当初は、県職員を派遣して丁寧な引継ぎを行うとともに、その後も継続して職員交流を行うことにより、県の政策へ反映するためのフィールドとする。
- ・ 職員の不安、悩み、ストレスを解消するための仕組みづくり、業務負荷の軽減やモチベーションの向上のための支援現場へのICTの導入や研修休暇等の自己研さんの仕組みづくりなどに取り組む。

(4) 今後の対応

- ・ 年内に「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」を策定し、中井やまゆり園を運営する新たな地方独立行政法人の設立に向けて、県議会、利用者やその家族、市町村等と意見交換しながら調整していく。
- ・ さがみ緑風園、厚木精華園及び三浦しらとり園の民間移譲に当たっては、利用者や家族の中に不安や懸念する意見があることから、引き続き丁寧に説明するとともに、それぞれの意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進めていく。
- ・ 芹が谷やまゆり園、津久井やまゆり園及び愛名やまゆり園については、県議会、利用者及びその家族等と議論を深めながら、検討を進めていく。

<別添参考資料>

参考資料2 「令和5年度 県立障害者支援施設の方向性ビジョン（案）」

↓

<結論>

今後の県立施設の役割を果たすためには、県直営や指定管理者制度による運営も可能であるが、組織執行体制の比較検討の結果を踏まえると、地方独立行政法人による運営の方が、その制度の特徴を生かして、より効果的に役割を果たすことができると考えられる。

また、運営の透明性の確保という課題については、県と法人の間における情報共有や公表等の仕組みの構築などで、対応できると考えられる。

こうしたことを踏まえ、今後の県立施設の組織執行体制は、「地方独立行政法人による運営」の方向とする。

第7章 中井やまゆり園の地方独立行政法人化の進め方

(略)

2 効率的・効果的な運営を実現するための工夫

地方独立行政法人による運営に当たっては、次のような工夫により効率的・効果的な運営を実現していく。

(1) 運営の透明性の確保

本県設立の地方独立行政法人神奈川県立病院機構では、外部調査委員会に医療安全推進体制や医療事故等発生後の対応等の課題や改善策等を諮問し、その調査結果を受けて行動計画の策定や県との情報共有を含めた運営体制の見直しの検討を進めている。令和8年4月の新法人の設立に向けては、その推移も確認しながら、運営の透明性の確保を検討していく。

また、報告・公表基準の明確化、県の関与、県議会への報告及び第三者のチェックについては、県から法人に対して明確な指示を行うなど、実効性を担保するため、地方独立行政法人法の趣旨を踏まえて、法人の業務運営における自主性を尊重しつつ、地方独立行政法人の認可権者である総務省とも相談・調整しながら検討を進める。

(2) 法人プロパー職員の戦略的な確保・育成

(略)

(中長期)

↓

<結論>

今後の県立施設の役割を果たすためには、県直営や指定管理者制度による運営も可能であるが、組織執行体制の比較検討の結果を踏まえると、地方独立行政法人による運営の方が、その制度の特徴を生かして、より効果的に役割を果たすことができると考えられる

よって _____、今後の県立施設の組織執行体制は、「地方独立行政法人による運営」が望ましいと考える。

第7章 中井やまゆり園を地方独立行政法人化する場合の進め方

(略)

2 効率的・効果的な運営を実現するための工夫

地方独立行政法人による運営に当たっては、次のような工夫により効率的・効果的な運営を実現していく。

ア 運営の透明性の確保や県の施策の実効性を担保するための仕組み

利用者支援や法人運営の透明性を確保するとともに、基本理念や中期目標等に定めた県の施策の実効性を担保するため、次のような仕組みを作るほか、県の理念を理解して運営できる理事長及び監事を県で選定する。

・ 県、障がい当事者や学識者などの第三者の外部アドバイザーによる、施設や法人の運営状況の定期的なチェック

・ 不適切な支援などの情報を積極的に開示するためのルール

・ 民間施設等との積極的な職員交流による支援や法人運営の見える化

イ 法人プロパー職員の戦略的な確保・育成

(略)

(中長期)

3 県立愛名やまゆり園の再整備について

「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（案）」の中で、再整備の方向性が示された愛名やまゆり園について、「愛名やまゆり園再整備基本構想」として、再整備に関する考え方をまとめていくことを検討しているため報告する。

(1) 「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（案）」での位置付け

大規模、多床室中心の施設であることに加えて、老朽化が進んでいることから、施設の規模縮小と小規模ユニット化にあわせて、再整備を行う必要がある。

(2) 愛名やまゆり園再整備基本構想の骨格

再整備基本構想に記載する項目のイメージは次のとおり。

＜再整備基本構想イメージ＞

- ・ 今後の県立施設の役割、園の位置付け
- ・ 愛名やまゆり園の概要と沿革、現状と課題
- ・ 再整備に向けた基本的な考え方（目指すべき園のあり方と機能）
- ・ 再整備プランの方向性、スケジュール

(3) 今後のスケジュール

令和6年3月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に「愛名やまゆり園再整備基本構想（案）」を報告

(参考) 施設の概要

所在地	厚木市愛名1000番地				
運営	指定管理 <table border="1"><tr><td>指定期間</td><td>平成28年4月～令和8年3月</td></tr><tr><td>指定管理者</td><td>社会福祉法人かながわ共同会</td></tr></table>	指定期間	平成28年4月～令和8年3月	指定管理者	社会福祉法人かながわ共同会
指定期間	平成28年4月～令和8年3月				
指定管理者	社会福祉法人かながわ共同会				
定員	120名（短期入所20名を含む）				
施設	昭和60年築（築37年）外				
部屋	個室35室／2人部屋7室／3人部屋5室／4人部屋16室				

4 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年7月末に策定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」(以下「アクションプラン」という。)に基づく利用者支援等の改善について報告する。

(1) アクションプランに基づく取組状況

ア 利用者家族への説明

8月、9月の家族会等でアクションプランについて説明し、次のとおり意見をいただいた。

<主な意見>

- ・ アクションプランの内容は、医師などの医療従事者も含め、全ての職員にしっかり周知してほしい。
- ・ 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動は、家族も見学できる機会を設けてほしい。
- ・ 意思決定支援について家族に説明する機会を設けてほしい。
- ・ 家族が精神科医と面談したり、診察時に同席させてほしい。

イ 園と県本庁の取組

アクションプランに掲げる4つの柱ごとに取組を進めている。

(7) 人生に共感し、チームで支援する

これまでどのような人生を歩んできたのか、成育歴から利用者の人生を理解し共感するため、次の取組を進めている。

a 支援改善アドバイザーとのカンファレンスを通じた成育歴の理解と人となりシートの作成

- ・ 利用者87名中18名のカンファレンスを実施

b 利用者本人と、園長をはじめとした園職員との面談を実施

- ・ 利用者69名の面談を実施

c モニタリング会議に利用者本人が参加

- ・ 利用者30名が会議に参加

(1) 暮らしをつくる

施設の中だけで完結していた暮らしから、当たり前前に地域で活動する暮らしに向け、次の取組を進めている。

a 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動の充実

- ・ 花壇整備や公園清掃に加え、商店街でのリサイクル活動等の開始
- ・ 利用者実人数38名、延べ735名が参加

b 近隣農家や他事業所との連携による、農作業を通じた地域連携の取組

- ・ 令和5年7月にキックオフミーティングを開催し、現在、地域の休耕農地を活用し、3か所で農作業を実施

c 園外の事業所への通所

- ・ 体験利用を含め、利用者19名が通所
- ・ 通所を続けてきた1名は事業所近くのグループホームに移行

(ウ) いのちを守る施設運営

利用者一人ひとりのいのちを守るという強い意識をもち、次の取組を進めている。

a 一人ひとりの利用者の健康状態の再アセスメントを実施

- ・ 健康診断結果を経年の推移で確認
- ・ 服用している薬の開始時期や目的を再確認
- ・ 食事リスクのある利用者のリストを作成

b 園外の医療機関を受診し、園内では実施できない検査を積極的に行い、体調不良の根本的な原因究明を実施

(I) 施設運営を支える仕組みの改善

a 利用者満足度調査を実施中

b ICF（国際生活機能分類）を活用した研修を実施

c 職員の不安、悩み、ストレスを解消するための取組の一環として全職員を対象にしたアンケートを実施

d 他の民間施設へヒアリングを行い、人員配置体制等を検討

(2) 第三者による進捗確認

令和5年11月8日に、第1回県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を開催し、次のとおり意見をいただいた。

＜主な意見＞

- ・ 計画期間である3年間で何を実現していくのか、明確にしていく必要がある。
- ・ アクションプランを推進するためには、利用者に共感することがもつとも大事になるが、まだできていない。
- ・ 職員が、自身の仕事を好きと思えないと、成長できず、また自己肯定感が感じられない。
- ・ 職員の意識改革のためには、現場職員がこれまでの支援を、改革の前と後で振り返り、職員間で共有することが大事である。

- 地域に出た活動が進んでいることは素晴らしいが、まだまだ支援者目線の意識が強い職員も多く、当事者目線の考え方になっていない。
- 現場職員との風通しを良くするため、園長と職員が個別に対話する機会を設けてもらいたい。
- 寮任せにせず、園長や支援改善アドバイザーが寮会議に参加してスーパーバイザーとしての役割を果たすべきである。

(3) 今後について

- 引き続き、アクションプランに示したスケジュールに基づき、県本庁と園が一体となって具体的な取組を進めていく。
- 令和6年1月にアドバイザー会議委員による園の視察、令和6年2～3月頃に第2回アドバイザー会議を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて、アクションプランを見直す。

Ⅱ 生涯スポーツ・パラスポーツの推進について

1 生涯スポーツの推進

県民が運動やスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営むことができるようにするため、1日30分、週3回、3ヶ月継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化する「3033運動」を中心とした生涯スポーツを推進している。

(1) 3033運動の推進

ア 3033運動キャンペーンイベント

県内各地で開催されるイベント等で3033運動のブースを設け、簡単体力測定やニュースポーツ体験コーナーの実施、チラシ・リーフレット等普及啓発物品の配布等により3033運動の普及啓発を図っている。

(3033運動キャンペーンイベント参加人数実績)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
46,444人 (43回)	42,480人 (35回)	中止	中止	3,907人 (9回)

イ 3033運動普及啓発物品の作製及び配布

効果的な情報提供およびパブリシティ活動の強化を図るため、階段ステッカーやチラシ・リーフレットなど3033運動をPRする物品を作製し配布する。

(3033運動階段ステッカー貼付市町村数及び全体数(累計))

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
30市町村 (110箇所)	32市町村 (115箇所)	32市町村 (117箇所)	33市町村 (125箇所)	33市町村 (131箇所)

(2) 県民スポーツ月間の実施

神奈川県スポーツ推進条例では、スポーツの日がある10月を「県民スポーツ月間」としており、スポーツが全県的に定着・充実・発展するよう、次のとおりスポーツに親しむ様々な取組を実施している。

【令和5年度の主な内容】

- ・ 県内市町村・総合型地域スポーツクラブなどによるスポーツイベントの開催
- ・ プロスポーツチームによる県民スポーツ月間キャンペーン
- ・ リーフレットやポスターによる広報活動

(県民スポーツ月間の参加者数)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
379,394人	308,688人	1,004人	中止	101,014人

2 かながわパラスポーツの推進

共生社会を実現するため、年齢や性別、障がいの程度にかかわらず、誰もがスポーツに親しむことができる取組を推進している。

(1) 普及啓発イベント等の開催

神奈川県スポーツ推進条例第6条に基づき、かながわパラスポーツ（県民がそれぞれの関心、目的、体力、年齢、運動機能及び健康状態に応じて、生涯にわたり楽しみながらスポーツを行い、観覧し、及び支えること）の普及を図るため、次のイベントを開催した。

ア かながわバリアフリービーチ

日時：令和5年7月30日（日曜日） 9時から17時

会場：鎌倉市由比ガ浜海水浴場

内容：水陸両用車いすを使った海水浴や砂浜でのパラスポーツ体験等

主催：かながわバリアフリービーチ実行委員会

イ かながわパラスポーツフェスタ

日時：令和5年10月7日（土曜日） 13時から18時

会場：県立スポーツセンター

内容：チーム対抗形式で行うパラスポーツ運動会と当日受付でどなたでも参加できるパラスポーツ体験会

主催：神奈川県

ウ イオン de パラスポ

日時：令和5年11月12日（日曜日） 10時から16時

会場：イオンスタイル天王町

内容：よしもと芸人とパラ・デフアスリートによるトークショー、パラスポーツ体験会等

主催：神奈川県、イオン株式会社

(2) 東京2025デフリンピックに向けた取組

ア 大会概要

ろう者による国際スポーツ大会であるデフリンピックが2025年に日本で初めて東京都で開催される。

この大会は、1924年にパリで第1回大会が開催されてから、100周年の記念大会となる。

大会名：第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025
(略称：東京2025デフリンピック)

開催期間：令和7年11月15日（土曜日）から26日（水曜日）

参加国：70～80か国・地域（見込）

選手数：約3,000名（見込）

イ 本県の取組

県では、この大会を盛り上げるため、様々な機会をとらえ、機運醸成の取組を行っている。

【令和5年度の主な取組】

- ・ ベトナムフェスタにおけるブース出展（9月）
- ・ イオンdeパラスポ及び手話普及推進イベント「手話の世界へGO！」におけるデフリンピックコーナーの設置（11月）
- ・ 一般社団法人神奈川県聴覚障害者連盟との共催による「デフリンピックフェスティバル」の開催（予定）

Ⅲ 部活動の地域移行について

1 概要

令和5年10月に策定・公表した「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」に示した取組の方向性のうち、「県の役割」として整理した事項等に係る取組状況について報告する。

2 地域移行を進める体制づくりのための主な取組状況

(1) 協議会等による体制整備

- ・ 学識経験者や学校関係者、スポーツ・文化芸術活動等に関わる関係者等の意見を聴取する神奈川県の公立中学校における部活動の地域移行に係る方針検討会を開催（4月27日、5月25日、6月8日、9月4日の全4回）し、「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を策定。
- ・ 地域移行に係る県内外の先行的な取組に係る講演や情報提供、課題等に係る意見交換等を行う県部活動地域移行連絡会を開催（5月17日、10月6日、2月20日（予定）全3回）。
- ・ 地域の指導者や地域クラブ等の運営団体と市町村教育委員会・学校との仲介等の役割を果たす「地域クラブ活動コーディネーター」を配置。

(2) 指導者の確保

- ・ 多様な実施主体が指導者を確保できるよう、市町村の枠を越えて指導者を探することができる広域的な人材バンクの設置に向けて準備中。
- ・ スポーツ・文化芸術等の地域クラブ指導者を対象とした研修を実施予定。

(3) その他

- ・ 県内市町において国の事業を活用して、休日の部活動の地域移行の実践的な取組を実施。

【秦野市】

各競技団体や大学等と連携した活動や、複数校による合同での活動など、様々な方法で実施中。

【大磯町】

地元の地域クラブに中学生が参加する形で地域移行を実施中。

【藤沢市】

公益財団法人に部活動指導業務を委託し、指導者の派遣や研修等を実施中。

【開成町】

来年度からの地域移行に向け、地元の総合型地域スポーツクラブに文化部活動の地域移行のコーディネーターを依頼。

- ・ 先行的に取り組む県内市町へ進捗状況や方向性等のヒアリングを行い、必要な助言を実施中。
- ・ 国に対して、各地域の地域クラブ活動が持続可能なものとなるよう必要な財政措置を要望。

3 今後の取組

- ・ 部活動の地域移行の取組を推進するための会議体を令和6年度からの設置に向けて調整を進める。
- ・ 県部活動地域移行連絡会等を通じて、地域移行の取組について情報共有し、理解促進を図る。
- ・ 市町村の取組状況を把握し、必要な調整・助言等の支援を行う。
- ・ 広域的な人材バンクについては、令和5年度中に県内全域を対象として指導者の募集を行い、運用を開始する。

IV 多文化共生に向けた取組について

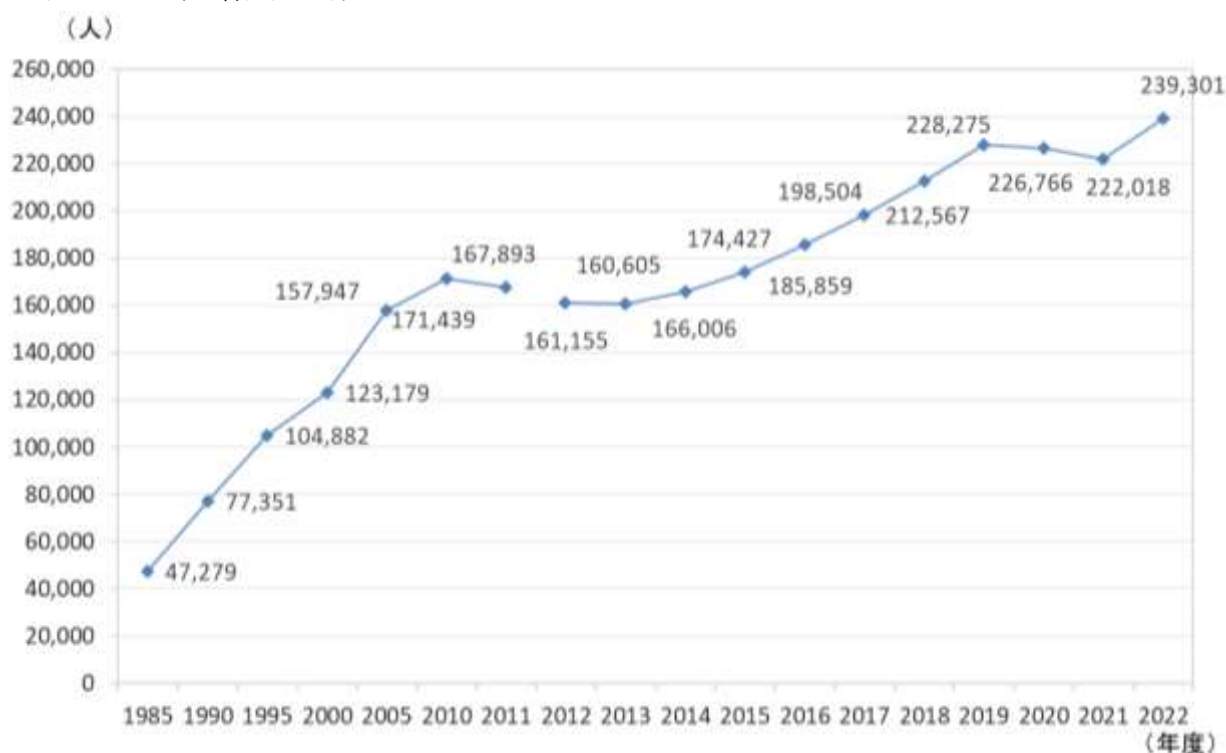
1 外国籍県民の現状

(1) 本県にくらす外国籍県民の状況

県内の外国籍県民は、2023（令和5）年1月1日現在、239,301人で、県民の約39人に1人が外国籍県民であり、県民比率で2.6%を占めている。

国籍（出身地）別では、中国が70,390人で全体の29.4%を占め、続いて、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールの順となっている。

< 県内の外国籍県民数 >



※ 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数（なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ）

※ 住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なるので、2011(平成23)年以前のデータと単純に比較することはできない。

<国・地域別の状況>

		2018年度 (2019.1.1)	2019年度 (2020.1.1)	2020年度 (2021.1.1)	2021年度 (2022.1.1)	2022年度 (2023.1.1)
1位	国・地域	中国	中国	中国	中国	中国
	外国人数(人)	68,912	73,136	71,386	68,445	70,390
	構成比(%)	32.4	32.0	31.5	30.8	29.4
2位	国・地域	韓国	韓国	韓国	ベトナム	ベトナム
	外国人数(人)	27,781	27,964	27,138	26,478	29,203
	構成比(%)	13.1	12.3	12.0	11.9	12.2
3位	国・地域	フィリピン	ベトナム	ベトナム	韓国	韓国
	外国人数(人)	22,192	24,269	26,191	26,225	26,733
	構成比(%)	10.4	10.6	11.5	11.8	11.2
4位	国・地域	ベトナム	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン
	外国人数(人)	19,801	23,076	22,825	22,960	24,358
	構成比(%)	9.3	10.1	10.1	10.3	10.2
5位	国・地域	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ネパール
	外国人数(人)	8,478	8,866	8,749	8,410	9,564
	構成比(%)	4.0	3.9	3.9	3.8	4.0

※ 2012年度までは「中国」に「台湾」を含んでいたが、2013年度調査から別に集計している(新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、別に集計が可能となった)。

※ 2015年度までは「韓国・朝鮮」として集計していたが、同年度から法務省が実施する在留外国人統計において「韓国」「朝鮮」が分離集計されたことから、2016年度調査から別に集計している。

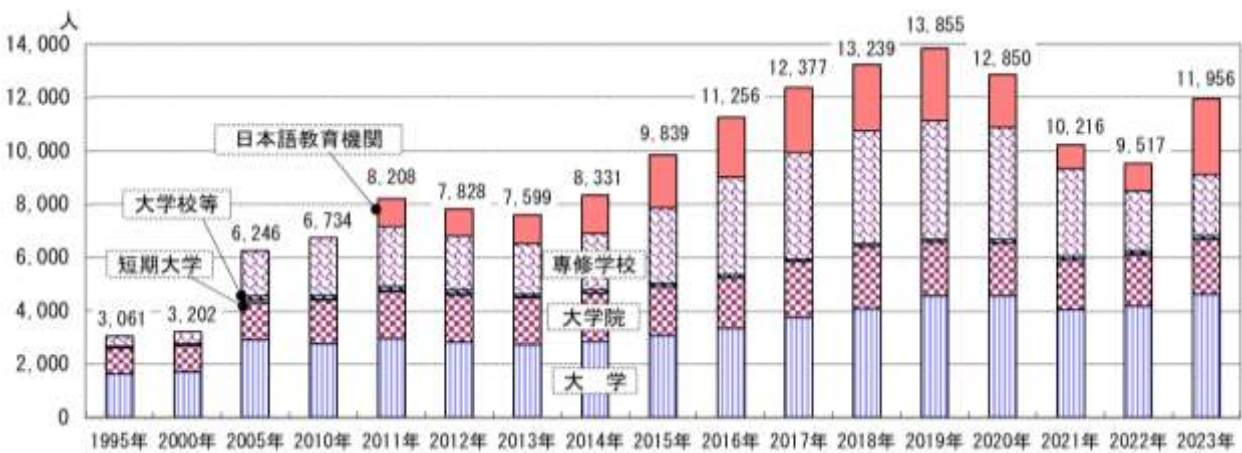
(2) 留学生の状況

県内の外国人留学生は、2023（令和5）年5月1日現在11,956人で、前年度に比べ2,439人増加している。

学校種別では、大学が一番多く、続いて日本語教育機関、専修学校（専門課程）、大学院、大学校等、短期大学の順となっている。

主な出身国・地域はアジアが上位の5位を占め、中国が5,563人で、1990（平成2）年以降第1位を維持する一方、ネパールが第2位、ベトナムが第3位となり、昨年度と順位が入れ替わった。

< 県内の外国人留学生数 >



< 出身国（地域）別留学生数（上位5か国の推移） >

(単位：人)

	1990(H2)	1995(H7)	2000(H12)	2005(H17)	2010(H22)	2011(H23)	2012(H24)
1	中国 1,118	中国 1,379	中国 1,683	中国 4,127	中国 3,792	中国 5,032	中国 4,718
2	台湾 490	韓国 824	韓国 744	韓国 847	韓国 1,153	韓国 1,294	韓国 1,173
3	韓国 403	台湾 407	台湾 216	台湾 201	台湾 279	タイ 261	台湾 224
4	インドネシア 55	マレーシア 90	タイ 84	タイ 142	タイ 256	台湾 216	タイ 201
5	マレーシア 47	タイ 57	マレーシア 71	マレーシア 134	ベトナム 171	ネパール 183	ネパール 188
国(地域)数	46	66	72	87	94	101	100

	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R01)
1	中国 4,386	中国 4,173	中国 4,514	中国 4,655	中国 5,171	中国 5,815	中国 6,044
2	韓国 1,007	ベトナム 910	ベトナム 1,492	ベトナム 2,218	ベトナム 2,401	ベトナム 2,537	ベトナム 2,484
3	ベトナム 314	韓国 886	ネパール 835	ネパール 1,178	ネパール 1,291	ネパール 1,196	ネパール 1,367
4	タイ 244	ネパール 455	韓国 776	韓国 736	韓国 774	韓国 781	韓国 947
5	台湾 236	タイ 306	タイ 329	台湾 401	台湾 470	台湾 408	台湾 464
国(地域)数	108	110	115	116	120	127	121

	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)	2023(R05)
1	中国 5,990	中国 5,494	中国 5,001	中国 5,563
2	ベトナム 2,236	ベトナム 1,695	ベトナム 1,246	ネパール 1,176
3	ネパール 1,213	ネパール 661	韓国 791	ベトナム 1,101
4	韓国 892	韓国 613	ネパール 457	韓国 910
5	台湾 346	台湾 252	台湾 249	スリランカ 452
国(地域)数	113	107	120	128

※ 中国には、平成10年度から香港、平成11年度からマカオを含む。

2 多文化共生の取組

(1) かながわ国際施策推進指針

県では、国際施策の計画的な実施に向けて、1991（平成3）年5月に「かながわ国際政策推進プラン」を策定して、様々な施策に取り組んできた。

2004（平成16）年からは、「かながわ国際施策推進指針」（以下「指針」という。）を策定し、現在は、2017年（平成29）年3月に改訂した指針（第4版）に基づき、国際施策の推進に取り組んでいる。

なお、本県を取り巻く国際環境や外国籍県民等に係る状況の変化に対応するため、今年度中に指針の改定を行う予定。

【参考】「かながわ国際施策推進指針（第4版）」の概要

1 めざす姿

「幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現」

「神奈川の強みを生かしたグローバル戦略の展開」

2 基本目標と施策の方向

基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

施策の方向1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり

施策の方向2 災害時における外国籍の方などへの支援の充実

施策の方向3 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援

施策の方向4 多文化理解の推進

基本目標2 神奈川の強みを生かした国際展開

施策の方向5 県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致

施策の方向6 「ヘルスケア・ニューフロンティア」の推進

施策の方向7 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機とした取組み

施策の方向8 外国人観光客の誘致促進

施策の方向9 「マグカル」の推進

基本目標3 グローバル人材などの育成

施策の方向10 神奈川の特徴を生かした国際協力・交流の推進

施策の方向11 国際社会で活躍できる人材の育成

施策の方向12 外国人人材の育成・活用

基本目標4 非核・平和意識の普及

施策の方向13 非核・平和意識の普及

基本目標5 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

施策の方向14 県民活動への支援や協働・連携

施策の方向15 基地対策の推進

施策の方向16 拉致問題の風化防止と県民の理解促進

(2) 多文化共生の取組の状況

多文化共生については、指針において定めた「めざす姿」に向かって、基本目標1「多文化共生の地域社会づくり」や基本目標3「グローバル人材などの育成」に沿って、着実に取組を進めている。

本取組のうち、主なものについて、令和4年度の実施状況を取りまとめた。

ア 基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

(ア) 施策の方向1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり

a 外国籍県民等のコミュニケーションを支援するための日本語講座などの実施

- ・ 日本語初心者外国籍県民向けに、専門家による日本語講座を実施するなど、地域における日本語教育の推進を図った。
- ・ 株式会社Helteとの連携協定により外国籍県民等が無償で利用できるグローバルコミュニケーションアプリ「Sail」の活用を進め、外国籍県民等が日本語でコミュニケーションを取る機会を創出した。

b 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進

- ・ 「多言語支援センターかながわ」において、外国籍県民を支援する人材を育成するための研修を実施した。

c 外国籍県民等のための相談サービス、「多言語支援センターかながわ」の運営、情報提供の充実・促進

- ・ 「多言語支援センターかながわ」の運営体制を強化し、新型コロナウイルス感染症や医療・保健福祉・子育て支援などの生活に関する問合せに対応した。
- ・ 地球市民かながわプラザや川崎県民センター、県央地域県政総合センターにおいて、外国籍県民向けの一般相談、法律相談等を実施した。
- ・ かながわ労働センターにおいて、外国人労働相談を実施した。

d 外国籍県民等の県政への参加促進

- ・ 外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場として、外国籍県民を委員とする会議を開催した。

e 外国籍県民等の人権の尊重

- ・ ヘイトスピーチなどの外国籍県民等に関する様々な人権問題を解消するため、ラジオ広告等による啓発活動やインターネット上の差別的な書き込みのモニタリング等を実施した。

f 外国籍県民等への生活支援の充実

- ・ 外国籍県民等が安心して適切な医療を受けられるよう、NPO法人などと連携し、医療通訳ボランティアの派遣による対面通訳等を実施した。
- ・ 救急医療機関で生じた在日外国人に係る前年度の未収金がある病院に対して、補助を実施した。
- ・ 外国籍県民の福祉の向上を図るため、無年金者となっている外国籍県民等の高齢者や障がい者に福祉給付金を支給する市町に対して、補助を実施した。

g 外国につながるのある子どもたちの教育機会の拡大

- ・ 外国人学校に通う子どもたちに対して保護者の所得区分に応じて学費補助金を交付した。
- ・ 県内の公立高等学校の入学者選抜等を円滑に実施するため、「公立高校入学のためのガイドブック」(多言語版)の作成など、必要な広報や整備等を行った。

h 外国につながるのある子どもたちの教育の充実

- ・ 外国につながるのある生徒が多く在籍する県立高等学校に多文化教育コーディネーターを派遣して、様々な背景を持つ生徒を支援した。
- ・ 外国籍生徒等が在籍する県立高等学校に通訳を派遣して、生徒指導のための保護者との意思の疎通を図るとともに、在籍する外国籍生徒等とのコミュニケーションを支援した。

(4) 施策の方向2 災害時における外国籍の方などへの支援の充実

a 災害時における外国籍の方など向けの情報提供の推進

- ・ (公財)かながわ国際交流財団等と連携して災害多言語支援センターの設置訓練を実施した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、知事メッセージや県民向けの支援情報チラシ等の情報を多言語に翻訳して県ホームページで発信した。

b 災害通訳ボランティアの拡大、研修の実施

- ・ 災害通訳ボランティアを募集するとともに、災害時通訳ボランティア養成研修を実施した。

(4) 施策の方向3 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援

a 「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」の運営

- ・ 生活や就職に係る相談対応、情報提供のほか、交流支援等を実施した。

- b 大学、NGO・NPO、企業などと連携した留学生のための支援
 - ・ 県内教育機関向けの講座、相談事業の支援を実施したほか、留学生の受入れ拡大を図る県内教育機関や企業向けの研修会を開催した。
- c 卒業・修了後の地域社会への受入れ支援
 - ・ 外国人留学生の県内定着を図るため、合同会社説明会等の就職支援事業を実施した。

(I) 施策の方向4 多文化理解の推進

a 地域における多文化理解の推進

- ・ 展示学習・展示企画・映像ホール・交流交歓学習・地球市民学習事業、ビエンナーレ国際児童絵画展などを実施した。
- ・ 多文化共生イベント「あーすフェスタかながわ」を実施した。

b 学校教育における多文化理解の推進

- ・ 教員向けの国際教育や日本語指導法といった多文化理解につながる研修や英語力向上に係る研修を実施した。
- ・ 小・中学校の国際教室担当教員、帰国児童・生徒教育担当教員、各市町村教育委員会の担当指導主事向けの「帰国児童・生徒、外国につながるのある児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」を開催した。
- ・ ネイティブスピーカーの外国語指導助手を県立高等学校や県立中等教育学校に配置し、外国人による実践的なコミュニケーション指導を行った。
- ・ 高校生の英語による実践的コミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際性豊かな人材の育成を図るため、英語スピーチコンテストを実施した。

イ 基本目標3 グローバル人材などの育成

(7) 施策の方向10 神奈川の特徴を生かした国際協力・交流の推進

a 留学生など神奈川に親しみを持つ国内外の外国人などのネットワーク化をめざす「かながわ国際ファンクラブ」の充実

- ・ 「かながわ国際ファンクラブ」の会員やサポート会員からの情報、県主催のイベント等について、会員宛てのメールマガジンやフェイスブック、県ホームページで情報発信した。

b 友好交流先との国際交流の推進

- ・ 米国メリーランド州との友好提携40周年を記念し、訪問団の受入れや派遣を実施したほか、中国遼寧省からの訪問団の受入れ等を実施した。

c 多様な分野における人材育成と指導者などの派遣

- ・ 開発途上国から中堅指導者になりうる人材を海外技術研修員として、また、開発途上国の中堅人材や指導者層を政策研修員として受け入れ、研修等を実施した。

(イ) 施策の方向11 国際社会で活躍できる人材の育成

a 国際バカロレア認定校設置に向けた環境整備を実施

- ・ 国際バカロレア教員養成のため、国際バカロレア機構が主催するワークショップに教員をオンライン派遣した。

b 国際化に対応した教育の推進

- ・ 教育の国際化のために必要な教職員を雇用している私立小・中・中等教育・高等学校に対して、雇用経費の一部の補助を実施した。
- ・ 米国メリーランド州への県内高校生の教育特使としての派遣は新型コロナウイルス感染症のため中止したが、メリーランド州や台湾新北市の高校生などとオンライン交流を行った。

c 外国籍県民等のスキルアップ

- ・ 外国籍県民向けの介護職員初任者研修を実施し、資格取得支援等を行った。また、外国籍介護職員の雇用主向けのセミナーを開催した。

(ウ) 施策の方向12 外国人人材の育成・活用

a 外国人看護師・介護福祉士候補者の資格取得支援の推進

- ・ E P A外国人看護師候補者受入施設に対して、研修支援体制の充実のため、研修指導者経費等や候補者の日本語能力向上のための学習に係る経費の補助を実施した。
- ・ E P A外国人介護福祉士候補者受入施設に対して、学習及び学習環境の整備に要する経費等の一部補助を実施した。

b 県立産業技術短期大学校への留学生としての外国人人材の受入れ

- ・ 専門相談機関等と連携し、留学生の生活支援を行うとともに、就職活動支援ガイドの作成や就職支援講座を実施するなど、日本人と同等のレベルの就職活動ができるよう支援した。

3 その他の取組

ロシアの軍事侵攻による、ウクライナからの避難民を支援するため、県では、「ウクライナ避難民支援相談窓口」の設置や、実務担当者による全庁横断的な「ウクライナ避難民の受入に関する支援チーム」を設置するなど、

引き続き、ウクライナ避難民一人ひとりに寄り添った支援を行っている。

また、支援にあたっては、国、市町村、企業、支援団体等とも連携し、オール神奈川で対応している。

V 困難な問題を抱える女性への支援について

日常生活又は社会生活を円滑に営む上で、様々な事情により困難な問題を抱える女性及びそのおそれのある女性の福祉の増進を図るため、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）が施行される。

困難な問題を抱える女性や、配偶者等からの暴力被害者等の意思が尊重され、自立に向けて多様な支援が切れ目なく実施されるよう「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）」（以下「新計画」という。）を策定することとし、今般、令和6年度を初年度とする新計画の素案を作成したので報告する。

1 策定の概要

(1) 趣旨

女性支援法では、支援の対象が幅広く規定され、この中にはDV被害者も含まれる。

困難な問題を抱える女性に関する支援施策を総合的に推進するため、令和6年4月に施行される女性支援法第8条の規定に基づく、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3の規定に基づく配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の改定を一体として新計画を策定する。

(2) 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

(3) 対象区域

県内全市町村とする。

2 策定のポイント

(1) 基本目標

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指す計画とする。

(2) 基本理念

ア 人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援

DV被害や、女性等を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという認識の下、国籍や生まれた場所、疾病や障害、過去の経験に起因する様々な事柄に対する差別を受けず、自立して暮らすことができるよう人権に配慮した支援を実施する。

イ 当事者目線に立った支援

困難な問題を抱える女性等の目線に立ち、当事者の意思を尊重して、多様化したニーズに応じた支援を実施する。

ウ 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援

国及び県・市町村の関係機関、柔軟な視点できめ細かい支援を行う民間団体、専門機関等の様々な機関と幅広く連携・協働しながら、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで、切れ目のない支援を実施する。

(3) 重点目標

ア 関係機関と連携・協働した支援体制の充実

関係機関と連携した支援体制や、支援人材育成等を充実させる。

イ 早期発見・対応と周知啓発

困難な問題を抱える女性等の早期発見・対応、支援に関する周知啓発や暴力等の未然防止に向けた意識啓発を強化する。

ウ 安心して相談できる体制の整備

相談窓口等の機能充実や利用促進を行う。

エ 安心・安全が守られる保護体制の整備

困難な問題を抱える女性等の安心・安全を確保し、一時保護における利用者への適切な支援を行う。

オ 自分らしく暮らすための自立支援の促進

安全・安心で自立した生活に向けて、切れ目ない支援体制を整備する。

3 今後のスケジュール

令和5年12月 ～令和6年1月	新計画素案に対するパブリック・コメントの実施
令和6年1月	神奈川県男女共同参画審議会において新計画案を 審議
2月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に新計画案を 報告、関係条例の改正議案を提出
3月	新計画の策定

<別添参考資料>

参考資料3 「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）素案」